

# 薬だつ知識

「医療費控除」という制度をご存知ですか。医療費や市販の医薬品にかかる購入費のうち、年間10万円を超えた分が、所得から控除される仕組みです。2017年から、医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が始まりました。

市販の医薬品だけの購入であっても1万2千円を超えた部分について、上限8万8千円まで所得控除できます。日頃から健康管理のために、積極的に市販薬を活用する人にはうれしい制度です。しかも購入者本人の分だけでなく、扶養者の購入金額も合算できるので、家族で活用すれば更にお得になります。

ただし、このセルフメディケーション税制を利用するにはいくつかの条件があります。

まず対象となる医薬品は特定の成分を含む商品に限られます。目印は外箱のセルフメディ

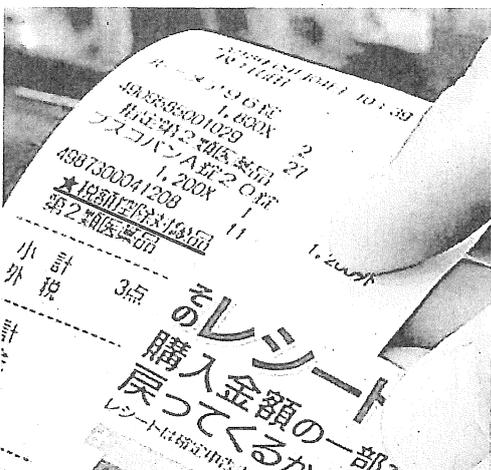
## 市販薬も控除の対象

ケーションのマークです。対象商品にはレシートにもその旨が記載されます。判断に迷う場合は購入時に薬剤師または販売登録者に確認しましょう。

さらに、控除が受けられる条件として健康に関する一定の取り組みを行っていることが必要です。具体的には、特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診のいずれかを受けていることが条件です。

また、従来の医療費控除と併用はできないので注意が必要です。基本的には、控除される額が大きい方を選ぶとよいでしょう。どちらを選ぶ場合でも、確定申告の際に必要書類を提出する必要があります。読者の皆さんから今後取り上げてほしいテーマを募集しています。はがきかファクス099(254)612911でお寄せください。〒890-8589 鹿児島市与次郎2-8-15 県薬剤師会「薬だつ知識」係まで。

## 16. セルフメディケーション



①セルフメディケーション税制の対象商品は下線部のようにレシートに明記される②箱にこのマークがある薬が対象

セルフメディケーション  
税 控除 対象